

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための
法改正に関する意見書

自治体で働く職員のうち、いまや3人に1人が臨時・非常勤職員であり、その数は全国で約70万人にも上るが、多くは年収が200万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇い止めに不安を感じながら日々の業務にあたっている。

また、職種についても、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、学校教育関係など多岐にわたり、多くの職員が恒常的業務に就いており、地方自治体は臨時・非常勤職員の労働無くして1日たりとも成り立たない。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法が適用されないなど待遇や雇用を保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間におかれた存在となっている。

よって、国会及び政府においては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、下記について措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方自治法を改正し、条例により非常勤職員に期末手当や退職手当などの諸手当の支給を可能とすること。
- 2 均等・均衡待遇を求めているパート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ること。
- 3 臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）3月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び
市民ネットワーク北海道所属議員全員